

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙・「みらい」
NO. 4237
22年3月29日(火)
Tel・Fax 095-828-1953

長崎訴訟での勝利和解から1年 待遇改善は真摯に努められたと言えるか

おはようございます。
今年度も今日を含めて残り3日となりました。年度末で慌ただしくなりますが事故にはくれぐれも注意しましょう。

明日3月30日で「郵政ユニオン集団訴訟」長崎訴訟が和解してから1年になります。

「郵政ユニオン集団訴訟」とは、2020年2月14日(長崎は18日)、郵政ユニオンに所属する非正規社員が「郵政労契法20条裁判」の最高裁判決で勝ち取った手当や休暇などを求めて集団で提訴した訴訟です。全国7地裁で提訴され、長崎訴訟が2021年3月30日に全国初の和解となりました。

昨年4月8日の長崎訴訟の和解記者会見には、朝日新聞など5紙、テレビ

ビ局はNHKなど4局が参加し、この裁判の関心の高さが窺えました。記者会見で支部は、和解の条項に「被告(日本郵便)は期間雇用社員の待遇改善に真摯に努めることを表明する」、この事を会社に表明させたのは大きな成果だと語りました。



さて和解から1年、日本郵便は期間雇用社員の待遇改善に努めてきたのでしょうか？

昨年9月に会社から提案された「労働契約法20条最高裁判決を踏まえた労働条件の見直しに関する基本的な考え方」は、年末手当及び一般職の住居手当を廃止した時と同じように、正社員の待遇を下げた格差を無くす考え方でした。

郵政ユニオンは、この提案内容は到底認めるところとは出来ず、「処遇改善反対ビラ」を地本・支部が活用し、全国で配布するなど反対運動を展開してきました。

その結果、1月2日、3日の祝日給に関しては9月の提案内容を事実上撤回させ、正社員と同様に支給する最高裁判決に則った格差是正が行われました。

会社と多数派労組は2018年に合意の上で、年末手当及び一般職の住居手当を廃止しました。

この時、職場では正社員の待遇が下がるのは、20条裁判を提訴したからだとの意見を耳にしませんでした。しかし労働条件が改善されるのは、20条裁判が悪いわけではなく、会社の施策に反対しない多数派労組の責任ではないかと考えます。



今回の1月2日、3日の祝日給が、時給制契約社員などにも正社員と同様に支給されたのは、間違いなく20条裁判のたかいの成果であり、郵政ユニオンの運動の成果です。

22春闘で、会社は夏期・冬期休暇など、それ以外の見直しについては引き続き検討、と回答し

ており、2022年度は現行通りです。今後、夏期・冬期休暇の日数がどうなるかは23春闘に持ち越されることになりま

す。夏期・冬期休暇の日数が削減されるかどうかは、職場で働く1人1人の声にかかっています。

郵政ユニオンは今後も最高裁判決にもとづいて違法とされた非正規社員の手当や休暇を正社員と同様に求めていきます。

2023年4月新卒採用予定数 会社別・職種別採用予定数(概数)

	日本郵政	日本郵便	ゆうちょ銀行	かんぽ生命	合計
総合職	23	50	80	80	233
業務職等	(業務職)	(地域基幹職)	(エリア基幹職)	(エリア基幹職)	
	若干名	200	50	470	720
一般職		900			900
合計	23	1,150	130	550	1,853

2023年4月の新卒採用予定数

3月23日、日本郵政グループを代表して日本郵政より郵政ユニオンに対し「2023年4月新卒採用予定数について」情報提供がありました。

2023年の採用予定数は2022年に比べ全体で若干増えていますが、日本郵便は一般職の採用予定数(900人)が昨年より300人減っています。

春闘回答で会社は正社員登用数を上乘せしていますが、これでは日本郵便の要員不足の解消にはつながりません。

中間競争せず、弱い立場の人を共に団結して闘おう。 期間雇用社員の希望を全員の正社員化を。 めげせ、均等待遇を。 なんご差別ー。 ユニオンは労契法裁判に勝利を！

期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。
1集-海江田, 2集-向井, 3集-山田, 支部・分会の役員へ。

郵政ユニオン長崎のホームページはこちら

